

年企発 0329 第 2 号
令和 6 年 3 月 29 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

「総合型確定給付企業年金の指導等について」の一部改正について

「総合型確定給付企業年金の指導等について（平成 20 年年企発第 1219001 号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の確定給付企業年金の指導について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

「総合型確定給付企業年金の指導等について（平成 20 年年企発第 1219001 号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

総合型確定給付企業年金の指導等について（平成 20 年年企発第 1219001 号） 新旧対照表

新	旧
3. 総合型確定給付企業年金に対しては、適正な事業運営が行われているかどうか等について、 <u>制度実施後に実地監査を定期的に、基金に立ち入り又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により行うこと等</u> を含めて、きめ細かい指導監督を行うこと。	3. 総合型確定給付企業年金に対しては、適正な事業運営が行われているかどうか等について制度実施後に実地監査を定期的に行うこと等を含めて、きめ細かい指導監督を行うこと。